

令和2年 No.46

○東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則の制定

改正理由

教職大学院の課程における教員免許コースの実施に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年9月9日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和2年9月10日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年学則第2号

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：教職大学院の課程における教員免許コースの実施に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(標準修業年限等) 第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。 2・3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(教育方法の特例) 第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p><u>(教員免許コース)</u> <u>第14条の2 教職大学院の課程に、教育上の必要により学生に特別支援学校教員免許状又は小学校教員免許状を取得させるため、特別支援学校教員免許コース及び小学校教員免許コース(以下「教員免許コース」という。)を設ける。</u> <u>2 教員免許コースを履修する学生の標準修業年限は、第10条第1項の規定にかかわらず、3年とする。</u> <u>3 教員免許コースに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(教職大学院の課程の修了要件) 第18条 教職大学院の課程に2年(第10条第2項の規定により履修する学生にあつては1年、第10条第3項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数、<u>第14条の2の規定により履修する学生にあつては3年</u>)以上在学し、46単位(別に定める履修基準に規定する教職専門実習10単位を含む。)以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が教職大学院の課程の修了を認定する。 2 [省略]</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(標準修業年限等) 第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。 2・3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(教育方法の特例) 第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>[省略]</p> <p>(教職大学院の課程の修了要件) 第18条 教職大学院の課程に2年(第10条第2項の規定により履修する学生にあつては1年、第10条第3項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数)以上在学し、46単位(別に定める履修基準に規定する教職専門実習10単位を含む。)以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が教職大学院の課程の修了を認定する。 2 [省略]</p> <p>[省略]</p>

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この学則は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。